

○善通寺市公害防止条例施行規則

昭和48年12月26日規則第16号

改正

昭和49年4月1日規則第16号

平成9年9月30日規則第36号

善通寺市公害防止条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、善通寺市公害防止条例（昭和47年善通寺市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(工場等及び指定施設)

第3条 条例第2条第2項の規則で定める工場等は、別表第1に掲げる工場及び事業場とする。

2 条例第2条第2項の規則で定める指定施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 騒音に係る指定施設は、別表第2に掲げるもの
- (2) ばい煙に係る指定施設は、別表第4のA欄に掲げるもの
- (3) 粉じんに係る指定施設は、別表第5のA欄に掲げるもの

(規制基準)

第4条 条例第9条に規定する規制基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 騒音に係る規制基準は、別表第3に掲げる基準
- (2) ばい煙に係る排出基準は、別表第4のB欄に掲げる基準
- (3) 粉じんに係る構造基準は、別表第5のB欄に掲げる基準

(工場等の届出)

第5条 条例第11条に規定する工場等の届出は、工場等設置（使用、変更）届出書（第1号様式）によつてしなければならない。

2 前項の届出をするときは、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 敷地付近の見取図
- (2) 敷地内における建物の配置図（平面図）

(指定施設の届出)

第6条 条例第12条に規定する指定施設の届出は、次の各号に掲げる届出書によつてしなければならない。

- (1) 騒音に係る指定施設設置（変更）届出書（第2号様式）
- (2) ばい煙に係る指定施設設置（変更）届出書（第3号様式）
- (3) 粉じんに係る指定施設設置（変更）届出書（第4号様式）

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(届出書の提出部数)

第7条 前2条の規定による届出は、届出書の正本にその写し2通を添えてしなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出書を受理したときは、受理書に代えて、その写しに受付印を押印の上、届出者に返還するものとする。

(立入検査の身分証明書)

第8条 条例第21条第2項の身分を示す証明書（第5号様式）による。

附 則

この規則は、昭和48年12月26日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年9月30日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

工場等	
番号	業種
1	畜産農業（常時牛10頭、馬10頭、豚30頭、鶏1,000羽以上飼育するものに限る。）
2	採石業
3	畜産食料品製造業
4	水産食料品製造業
5	野菜、果実かん詰、農産物保存食料品製造業
6	調味料製造業
7	精穀、製粉業
8	パン、菓子製造業（小売を除く。）
9	清涼飲料、酒類製造業
10	製めん業
11	豆腐、煮豆製造業
12	製氷、食品冷凍業（冷蔵倉庫業を含む。）
13	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）
14	衣服、その他の繊維製品製造業 （同一事業場内で工業用動力ミシン10台以上設置される事業所に限る。）
15	木材木製品製造業
16	家具装備品製造業
17	紙、紙加工品製造業
18	各種印刷業（謄写印刷を除く。）
19	化学工業
20	石油製品、石炭製品製造業
21	ゴム製品製造業
22	窯業、土石製品製造業
23	鉄鋼業（加工を含む。）
24	非鉄金属製造業（加工を含む。）
25	金属製品製造業（加工を含む。）
26	機械器具製造業
27	合成樹脂製品製造業（加工を含む。）
28	再生資源卸売業（プレス、洗浄、裁断、焼却を行うものに限る。）
29	給油業
30	洗たく業（洗たく施設を有するものに限る。）
31	浴場業（特殊浴場業を含む。）
32	自動車整備業（洗車業を含む。）
33	綿打直し業
34	その他の業であつて、次の施設を有するもの ア ボイラー（伝熱面積7平方メートル以上10平方メートル未満のもの、又は伝熱面積が7平方メートル未満のボイラーが2以上設置され、その伝熱面積の合計が10平方メートル以上のものに限る。） イ クーリングタワー（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。） ウ 直火炉（液体燃料を使用するものでバーナーの燃焼能力が1時間当たり20リットル以上のものに限る。）

別表第2（第3条関係）

騒音に係る指定施設

番号	施設名	規模又は能力
1	金属加工機械	
	ア 圧延機械	原動機の定格出力の合計が15キロワット以上のものに限る。
	イ ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.7キロワット以上のものに限る。
	ウ 機械プレス	呼び加圧能力が20重量トン以上のものに限る。
	エ せん断機	原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。
	オ 平削盤	
	カ 型削盤	
	キ 自動旋盤	
	ク フライス盤	
	ケ 高速切断機	
	コ 研摩機	
	サ 自動ヤスリ目立機	
2	空気圧縮及び送風機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい機、分級機及び石材引割機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
4	繊維機械	
	ア 編組機	原動機を用いるものに限る。
	イ ねん糸機	原動機を用いるものに限る。
	ウ 打綿機及び混打綿機	原動機を用いるものに限る。
	エ 工業用動力ミシン	同一事業所で10台以上設置されている場合に限る。
5	建設用資材製造機械	
	ア コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.3立方メートル以上のものに限る。
	イ アスファルトプラント	混練機の混練重量が150キログラム以上のものに限る。
	ウ コンクリートブロック製造機	
	エ コンクリート柱管製造機	
6	穀物用製粉機及び食品加工用粉碎機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
7	精穀機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上のものに限る。
8	木材加工機械	
	ア チツパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
	イ 帯のこ盤	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
	ウ 丸のこ盤	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
	エ かな盤	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
9	合成樹脂用成型加工機械	
10	天井走行クレーン及び門型走行クレーン	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
11	冷凍機	原動機の定格出力が5.2キロワット以上のものに限る。
12	クーリングタワー	原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。
13	直火炉	液体燃料を使用するものでバーナーの燃焼能力が1時間当たり20リットル以上のものに限る。

14	集じん装置	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
15	自動洗びん機	
16	かくはん機及び混合機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
備考		
騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の指定地域内に設置している同法第2条第1項に規定する特定施設は除く。		

別表第3（第4条関係）

騒音に係る規制基準

時間の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
区域の区分	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の 午前6時まで
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 規制基準は、工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度とする。
- 2 規制基準の区域の区分は、次に掲げる区域とする。
第2種区域、第3種区域、第4種区域とは、騒音規制法第4条第1項の規定に基づき香川県知事が定めた区域をいう。
- 3 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 5 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - （1）騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - （2）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - （3）騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - （4）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第4（第3条・第4条関係）

ばい煙に係る指定施設及び規制基準

番号	A		B		
	指定施設		規制基準		
	施設名	規模又は能力	いおう酸化物	ばいじん	
区分				基準	
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下を燃料として専焼させるものを除く。）	別に定めるところにより算定した伝熱面積が7平方メートル以上10平方メートル未満のもの又は伝熱面積が7平方メートル未満のボイラーが2以上設置され、その伝熱面積の合計が10平方メートル以上のものに限る。	別に定める式により算出したいおう酸化物の量とする。	重油、その他の液体燃料又はガス専焼させるもの	0.3グラム
2	廃棄物焼却炉	焼却能力1時間当たり50キログラム以上150キログラム未満のもの			0.7グラム

備考

- 伝熱面積の算定方法は、日本工業規格B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところによる。
- ばいじんの排出基準は、温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの量とする。
- いおう酸化物の排出基準は、次式によるものとする。

$$q = K \times 10^{-3} \cdot H_e^2$$

この式においてq、K及びH_eは、それぞれ次の値を表わすものとする。

q いおう酸化物の量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

K 17.5

H_e 次に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

これらの式においては、H_e、H_o、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表わすものとする。

H_e 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

H_o 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度15度における排出ガス量（単位 メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

上記の式によつて算出されるいおう酸化物の量は、日本工業規格（以下単に「規格」という。）KO103に定める方法によりいおう酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定し、又はアイソトープ法、規格K2273若しくはK2547に定める酸素法、規格K2541に定める空気法若しくは規格K2263に定めるボンベ法により燃料のいおう含有率を測定して、算定されるいおう酸化物の量として表示されたものとする。

- ばいじん量の測定は次の方法による。
 - 日本工業規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
 - ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

別表第5（第3条・第4条関係）

粉じんに係る指定施設及び構造基準

番号	A		B
	指定施設	規模又は能力	使用及び管理に関する基準
1	集じん装置	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。	次の各号の一に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 粉じんが飛散しないような構造物を有すること。 3 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	鉱物（コークスを含む。）土石又はチップの堆積場	面積500平方メートル以上 1,000平方メートル未満のものに限る。	次の各号の一に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に収納されていること。 2 散水設備によつて散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメントチップ又は穀物の用に供するものに限り密閉式のものを除く。）	ベルトの幅50センチメートル以上75センチメートル未満であるか又はバケットの内容積が0.01立方メートル以上0.03立方メートル未満であるものに限る。	次の各号の一に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によつて散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	打綿機及び混打綿機	原動機を用いるものに限る。	次の各号の一に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 集じん機が設置されていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものを除く。）	原動機の定格出力が37キロワット以上75キロワット未満であること。	次の各号の一に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によつて散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

第1号様式（第5条関係）

工場等設置（使用、変更）届出書

年 月 日

善通寺市長 様

住所
届出者
氏名

㊟

（法人にあつては所在地、名称及び代表者名）

公害防止責任者 所属 氏名

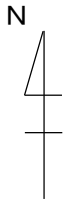
善通寺市公害防止条例第11条の規定に基づき、工場等の設置（変更）について次のとおり届けます。

工場等の名称		電話		※整理番号				
工場等の所在地				※受付年月日				
設置等(予定)年月日				※業種番号				
				※		審査結果		
事業内容	業種			※備考				
	主な製品加工の種類			※法による届出状況				
	従業員数			ばい煙粉じん	水質	騒音		
	1日の操業時間			※県条例による届出状況				
	敷地面積	種類	イオウ含有率	1時間の使用量	ばい煙粉じん		水質	
					m ²	積	m ²	
	燃料の使用状況及び種類		%	l	※指定施設等届出状況			
排出水量	1日当たり排出量		排水先	ばい煙粉じん	騒音			
	m ³							
公害を発生し、又は排出する施設の概要								
公害防止の措置の概要								

工場等付近の見取図



工場等の建物、施設の配置図



備考

- 1 届出書の提出部数は、3部とすること。
- 2 業種欄には、善通寺市公害防止条例施行規則別表第1に掲げる業種を記載すること。
- 3 変更届の場合は、変更前を青又は黒色で、変更後を赤色で対照させること。
- 4 ※の欄は記載しないこと。

指定施設等の配置図



備考

- 1 届出書の提出部数は、3部とすること。
- 2 指定施設の種類欄には、善通寺市公害防止条例施行規則別表第2に掲げる指定施設を記載すること。
- 3 変更届の場合は、変更前を青又は黒色で、変更後を赤色で対照させること。
- 4 ※の欄には、記載しないこと。

第 3 号様式（第 6 条関係）

ばい煙に係る指定施設設置（変更）届出書			
普通寺市長 様		年 月 日	
		住 所	
		届出者	
		氏 名 ㊟	
（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）			
		公害防止責任者 所属 氏名	
普通寺市公害防止条例第 12 条の規定に基づき指定施設等の設置（変更）について次のとおり届けます。			
工場又は事業場の名称	電 話 又は有線	※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受付年月日	
ばい煙防止の方法		※施 設 番 号	
		※工場等番号	
		※審 査 結 果	
		※備 考	
指 定 施 設 の 種 類			
設 置（予 定）年 月 日			
型 式			
公 称 能 力			
数 量			
1 日 の 使 用 時 間	～		～
煙突に係る施設	煙 突 の 高 さ	m	m
	排 出 口 の 断 面 積	m ²	m ²
	排 出 温 度	°C	°C
	排 出 速 度（排 出 ガ ス）		
燃 料	種 類		
	イ オ ウ 含 有 率	%	%
	1 時 間 当 たり 使 用 量	l	l

指定施設等の配置図



備考

- 1 届出書の提出部数は、3部とすること。
- 2 指定施設の種類欄には、善通寺市公害防止条例施行規則別表第4に掲げる指定施設を記載すること。
- 3 公称能力欄には、ボイラーにあつては個々の伝熱面積、廃棄物焼却炉にあつては1時間当たりの焼却能力を記載すること。
- 4 変更届の場合は、変更前を青又は黒色で、変更後を赤色で対照させること。
- 5 ※の欄は、記載しないこと。

第4号様式（第6条関係）

粉じんに係る指定施設設置（変更）届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 善通寺市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所 届出者 氏名 ㊟ (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) 公害防止責任者 所属 氏名</div> 善通寺市公害防止条例第12条の規定に基づき指定施設等の設置（変更）について次のとおり届けます。			
工場又は事業場の名称		電話 又は有線	
工場又は事業場の所在地			
※整理番号		指定施設の種類	
※受付日 年月日		設置（予定）年月日	
※施設番号		型式	
※工場等番号		数量	
※工場等番号		1日の使用時間	～ ～
※審査結果		規模 原動機の定格出力	KW KW
※備考		規模 堆積場の面積	㎡ ㎡
※備考		粉じん飛散防止の方法 建築物の概要	
※備考		粉じん飛散防止の方法 散水設備状況	
※備考		粉じん飛散防止の方法 粉じんカバー設備状況	
※備考		粉じん飛散防止の方法 フード設備状況	
※備考		粉じん飛散防止の方法 密閉構造の状況	
※備考		集じん機 種類、型式	
※備考		集じん機 送風機の出力	KW KW
※備考		その他粉じん飛散防止方法	

指定施設等の配置図



備考

- 1 届出書の提出部数は、3部とすること。
- 2 指定施設の種類欄及び粉じん飛散防止の方法欄には、善通寺市公害防止条例施行規則別表第5に掲げる指定施設及び構造基準を記載すること。
- 3 変更届の場合は、変更前を青又は黒色で、変更後を赤色で対照させること。
- 4 ※印の欄は記載しないこと。

第5号様式（第9条関係）
第5様式（第9条関係）

表

第	号	
善通寺市公害防止条例第21条第2項の規定による身分証明書		
職名		
氏名		
年	月	日生
年	月	日発行
善通寺市長		印

12cm

8cm

裏

善通寺市公害防止条例（抜すい）

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において事業者に対して報告を求め、また関係職員をして工場等に立ち入り、施設その他の物件等进行检查し、又は関係人に対し指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第26条 2 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(2) 第21条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者並びに立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者